

告 示

埼玉県告示第千百十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

利根川水系一級河川忍川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年六月五日

三 廃川敷地等の位置

行田市大字小敷田字嘉寿賀町五八四番一、同市大字持田字菅谷五八七七番四及び同市同大字同字五八七七番六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

一七三・九一平方メートル